

静岡市規則第12号

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則をここに制定する。

令和7年3月24日

静岡市長

難波喬司

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）及び静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和7年静岡市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例による。

(身分証明書)

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項又は第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

(住民への周知の措置を講じたことを証する書類)

第4条 省令第7条第1項第11号又は第2項第9号の書類は、住民周知措置実施報告書（様式第2号）とする。

(工事の安全性を確かめるために必要な書類)

第5条 省令第7条第1項第12号又は第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をしようとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 盛土又は切土をしようとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 防災計画平面図
- (5) 防災施設構造図
- (6) 防災施設構造計算書

- (7) 排水施設流量計算書
- (8) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の宅地造成又は特定盛土等に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 信用に関する申告書（様式第3号）
- (11) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第4号）
- (12) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 省令第7条第2項第10号又は第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 土石の堆積を行おうとする土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (2) 土石の堆積を行おうとする土地の求積図
- (3) 工程表
- (4) 排水施設流量計算書
- (5) 金融機関による融資を受け、又は受けたことを証する書類、預金又は貯金の残高を証する書類その他の土石の堆積に関する工事に要する経費に係る資金を調達することができることを証する書類
- (6) 工事主が個人であるときは直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類、法人であるときは直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (7) 信用に関する申告書（様式第3号）
- (8) 工事施行者の能力に関する申告書（様式第4号）
- (9) 工事施行者が個人であるときは住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、法人であるときは登記事項証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（技術的基準の特例）

第6条 政令第20条第1項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定め

る災害の防止上支障がないと認められる土地において政令第8条の規定による擁壁又は政令第14条の規定による崖面崩壊防止施設の設置に代えることができる他の措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 石積み工

(2) 編<sup>しがら</sup>柵工、筋工又は積苗工

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認める工法

2 政令第20条第2項（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規則で定める強化し、又は付加する技術的基準は、別表のとおりとする。

（軽微な変更の届出）

第7条 法第16条第2項又は第35条第2項の規定による届出は、軽微な変更の届出書（様式第5号）により行うものとする。

（完了検査申請書等の添付書類）

第8条 法第17条第1項の規定による申請は、省令第40条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

2 法第17条第4項の規定による申請は、省令第43条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

3 法第36条第1項の規定による申請は、省令第70条の完了検査申請書に、盛土又は切土をした土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

4 法第36条第4項の規定による申請は、省令第73条の確認申請書に、土石の堆積を行った土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

（中間検査申請書の添付書類）

第9条 法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る法第18条第1項の規定による申請は、省令第46条の中間検査申請書及び平面図に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する書類

(2) 第5条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類

2 法第34条第2項の規定により第30条第1項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係る法第37条第1項の規定による申請は、省令第76条の中間検査申請書及び平面図に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる図面に相当する書類

(2) 第5条第1項第3号及び第7号に掲げる書類に相当する書類

(定期の報告)

第10条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における擁壁等の措置の施行状況を明らかにする写真
- (3) 報告に係る期間中に盛土をしたときに用いた土石の性質を明らかにする写真
- (4) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のために必要な措置の状況を明らかにする写真

2 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告（土石の堆積に関する工事のものに限る。）は、土石の堆積に関する工事の定期報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 報告の時点における土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 報告の時点における工事の施行中の災害の防止のために必要な措置の状況を明らかにする写真

(定期の報告の期限等)

第11条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる時点における状況に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる期限までに行うものとする。

時点	期限
1月末日	2月末日
4月末日	5月末日
7月末日	8月末日
10月末日	11月末日

(規制区域の指定の際行われている工事の届出の添付書類)

第12条 法第21条第1項の規定による届出（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、省令第52条第1項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第2項の表に掲げる図面
- (3) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

2 法第21条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事のものに限る。）は、省令第

52条第3項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第2項第1号の表に掲げる土地の断面図
  - (2) 省令第52条第4項の表に掲げる図面
  - (3) 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- 3 法第40条第1項の規定による届出（特定盛土等に関する工事のものに限る。）は、省令第82条第1項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第1項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第2項の表に掲げる図面
- (3) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

- 4 法第40条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事のものに限る。）は、省令第82条第2項の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 省令第7条第2項第1号の表に掲げる土地の断面図
- (2) 省令第52条第4項の表に掲げる図面
- (3) 土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真

（擁壁等に関する工事の届出の添付書類）

第13条 法第21条第3項の規定による届出は、省令第55条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図
- (2) 除却の工事を行おうとする箇所の写真
- (3) 除却後の措置に関する計画書

- 2 法第40条第3項の規定による届出は、省令第85条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図
- (2) 除却の工事を行おうとする箇所の写真
- (3) 除却後の措置に関する計画書

（公共施設用地の転用の届出の添付書類）

第14条 法第21条第4項の規定による届出は、省令第56条の届出書に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図
- (2) 転用した土地の写真

- 2 法第40条第4項の規定による届出は、省令第86条の届出書に、次に掲げる書類を添付して

行うものとする。

(1) 1万分の1以上の縮尺で、方位、道路及び目標となる地物を明示した位置図

(2) 転用した土地の写真

(適合証明書の交付の請求)

第15条 省令第88条の規定による請求は、適合証明書交付請求書（様式第8号）により行うものとする。

(工事の着手の届出)

第16条 条例第4条の規定による届出は、工事の着手届出書（様式第9号）に、法第49条の規定による標識の掲示の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

(届出事項の変更の届出)

第17条 条例第5条の規定による届出は、次の表の左欄に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる届出書に、当該変更により影響を受ける書類について、その変更後のものを添付して行うものとする。

変更の区分	届出書
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出（宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。）に係る事項の変更	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書（様式第10号）
法第21条第1項又は第40条第1項の規定による届出（土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）に係る事項の変更	土石の堆積に関する工事の変更届出書（様式第11号）
法第21条第3項又は第40条第3項の規定による届出に係る事項の変更	擁壁等に関する工事の変更届出書（様式第12号）

(工事の完了の届出)

第18条 条例第6条の規定による届出は、工事の完了届出書（様式第13号）に、工事が完了した土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付して行うものとする。

(工事の廃止の届出等)

第19条 条例第7条第1項の規定による届出は、工事の廃止等届出書（様式第14号）に、安全上の措置を講じたことを明らかにする写真を添付して行うものとする。

2 条例第7条第2項後段の規定による承認を受けるに当たっては、安全上の措置に関する承認申請書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 安全上の措置に関する計画書

(2) 廃止し、又は休止しようとする工事が行われている土地の状況を明らかにする写真  
(地位の承継の届出)

第20条 条例第8条後段の規定による届出は、地位の承継届出書(様式第16号)に、承継の事実を証する書類を添付して行うものとする。

(補則)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。

別表(第6条関係)

1 法面の形状

(1) 高さが5メートル以上である盛土又は切土には、当該盛土又は切土の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

(2) 盛土と切土とを同時にする場合においては、高さが5メートル以上である盛土及び切土には、当該盛土及び切土の高さ5メートルごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。

(3) 盛土に小段を設ける場合においては、排水溝を設置すること。ただし、他の措置を講じ、適切に地表水を排水できると市長が認める場合は、この限りでない。

2 盛土の高さ及び法面の勾配

盛土の高さ及び法面の勾配は、土石の性質等に応じて適切に設定され、安全性が確かめられたものであること。

3 大規模な盛土の安全性

次の各号のいずれかに該当する盛土をする場合においては、盛土の安全性の確認に必要な調査及び試験を行い、その結果に基づく安定計算を行うことにより自重及び地震力により当該盛土の滑り出す力がその滑り面に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力を下回ることを確かめること。

(1) 盛土をする土地の面積が3,000平方メートル以上であり、かつ、当該盛土をすることにより当該盛土をする土地の地下水位が盛土をする前の地盤面の高さを超え、当該盛土の内部に地下水が浸入することが想定されるもの

(2) 盛土をする前の地盤面が水平面に対し20度以上の角度をなし、かつ、当該盛土の高さが5メートル以上となるもの

(3) 盛土の高さが15メートルを超えるもの

#### 4 盛土をする前の地盤対策

盛土をする場合においては、盛土をする土地の地盤の沈下又はその周辺の土地の地盤の隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置を講ずること。

#### 5 鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造

高さ5メートルを超える擁壁又は第3項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土に設置する擁壁については、政令第8条第1項第2号（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）に規定する鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものであること。

(1) 土圧、水圧、自重及び地震力（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

(2) 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

(3) 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

(4) 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

#### 6 特殊の材料又は構法による擁壁

高さが5メートルを超える擁壁又は第3項各号に掲げる盛土若しくは高さが15メートルを超える切土に設置する擁壁が、政令第17条（政令第30条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する擁壁である場合においては、地震力によって安全性が損なわれないものとする。

#### 7 任意に設置する擁壁の構造

高さが2メートル以下の擁壁（政令第8条第1項第1号（政令第30条第1項において準用する場合を含む。）の規定により設置されるものを除く。）は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造若しくは間知石練積み造その他の練積み造の擁壁又は政令第17条に規定する擁壁とすること。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるときは、この限りでない。

#### 8 排水処理

宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に水を放流する場合においては、放流先の排水能力、利水の状況その他の状況を勘案して、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の排水を有効かつ適切に排出することができるように、放流先の管理者と協議し、その同意を得た上で、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の排水施設を下水道、排水路

その他の排水施設又は河川その他の公共の水域若しくは海域に接続すること。この場合において、放流先の排水能力によりやむを得ないと認められるときは、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域において一時雨水を貯留する調整池その他の適当な施設を設置することを妨げない。

#### 9 工事中の防災措置

宅地造成等に関する工事を行う場合において、宅地造成等に関する工事を行う土地の区域外に土砂が流出しないように、土砂の流出を防止するための施設を設置すること。

様式第1号 (第3条関係)

(表)

第 号
身分証明書
所属名
氏 名
年 月 日生
写真
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定による立入り、同法第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等、同法第24条第1項の規定による立入検査並びに同法第43条第1項の規定による立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。
年 月 日交付
静岡市長 氏 名 印

(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法 (抜粋)
(証明書等の携帯)
第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。
3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。



信用に関する申告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申告者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 第7条第1項 の規定により、次のとおり申告します。  
第7条第2項

土地の所在地及び地番	
工事の目的	

項目	チェック欄
1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない。	<input type="checkbox"/>
2 法人であって、その役員のうち暴力団員等に該当する者がいない。	<input type="checkbox"/>
3 暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
4 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
5 宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
6 法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令又はこれらの法令に基づく処分に違反した日から5年を経過しない者に該当しない。	<input type="checkbox"/>
7	

（注）

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 1欄から6欄までは、該当する□にレ点を記入してください。
- 3 7欄は、次のいずれかに該当する場合にその詳細を記入してください。
  - （1）6欄にレ点を記入しない場合
  - （2）法その他の土地の形質変更若しくは土石の堆積を規制する法令に基づく指導を受け、現在対応を求められ、又は対応している場合
- 4 この様式に記入した個人情報については、他の行政機関への照会に使用することがあります。

工事施行者の能力に関する申告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申告者 住 所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏 名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 第7条第1項 の規定により、工事施行者の能力について次のとおり申告します。  
第7条第2項

工事施行者の概要	工事施行者の住所及び氏名					
	設立年月日					
	資本金					
	従業員数	事務職 人	労務職 人			
		技術職 人	合計 人			
法令による登録等						
過去の工事の実績	工事名	場所	面積	金額	許可番号	着手日 完了日
			m <sup>2</sup>	千円		
			m <sup>2</sup>	千円		
			m <sup>2</sup>	千円		
備考						

- (注)
- 1 不要な文字は、抹消してください。
  - 2 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者の住所及び氏名」欄には法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
  - 3 「工事施行者の概要」の各欄に該当がないときは、「該当なし」と記入してください。
  - 4 「法令による登録等」欄には、建設業法による建設業の許可等について記入し、当該許可証等の写しを添付してください。

軽微な変更の届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

届出者 住所  法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名  法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第16条第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。  
第35条第2項

許可年月日及び許可番号		
土地の所在地及び地番		
変更項目	<input type="checkbox"/> （工事主・設計者・工事施行者）の（氏名・名称・住所・主たる事務所の所在地） <input type="checkbox"/> 工事期間（着手予定年月日・完了予定年月日）	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

（注）

- 次の各号に掲げる変更該当する場合には、当該各号に定める書類を添付してください。
  - 省令第38条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる変更にあつては、その事実を証する書類
  - 省令第38条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる変更にあつては、変更後の工程表
- 不要な文字は、抹消してください。
- 「変更項目」欄は、該当するにレ点を記入し、該当する項目を○で囲んでください。

様式第6号（第10条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

報告者 住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

第19条第1項  
宅地造成及び特定盛土等規制法 第38条第1項 の規定により、次のとおり報告します。

1 許可年月日及び許可番号					
2 土地の所在地及び地番					
3 前回の報告年月日					
報告事項		許可時の計画	今回の報告 第 回	前回の報告	
報告の時点の工事の実施の状況	盛土	4 高さ	m	m	m
		5 面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		6 土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
	切土	7 高さ	m	m	m
		8 面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		9 土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>

報告事項		施設又は工種	施行状況			
			未設置	施行中	設置済	撤去済
報告の時点の工事の実施の状況	10 擁壁等に関する工事の施行状況	<input type="checkbox"/> 擁壁	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 崖面崩壊防止施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 排水施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> 地滑り抑止ぐい	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> グラウンドアンカー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	11 災害の防止のために必要な措置の状況	<input type="checkbox"/> 仮設防災調整池	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 防災ダム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 沈砂池	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 仮排水路	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 法面保護工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12	報告に係る期間中に用いた土石	別紙のとおり				
備考						

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 10欄及び11欄は、該当する「施設又は工種」の□にレ点を記入した上で、「施行状況」の該当する□にレ点を記入してください。

別紙

報告に係る期間中に用いた土石

番号	土石の性質	土石の数量	発生場所の情報		
			発生場所	所在地及び地番	発生場所の情報
1	<input type="checkbox"/> 粒度の良い砂 <input type="checkbox"/> 礫及び細粒混じり礫 <input type="checkbox"/> 粒度の悪い砂 <input type="checkbox"/> 岩塊 <input type="checkbox"/> 砂質土、硬い粘質土 <input type="checkbox"/> その他 (火山灰質粘性土、特殊土壌など)	m <sup>3</sup>	発生場所	所在地及び地番	発生場所の情報
			管理者	住所	
2	<input type="checkbox"/> 粒度の良い砂 <input type="checkbox"/> 礫及び細粒混じり礫 <input type="checkbox"/> 粒度の悪い砂 <input type="checkbox"/> 岩塊 <input type="checkbox"/> 砂質土、硬い粘質土 <input type="checkbox"/> その他 (火山灰質粘性土、特殊土壌など)	m <sup>3</sup>	発生場所	所在地及び地番	発生場所の情報
			管理者	住所	
3	<input type="checkbox"/> 粒度の良い砂 <input type="checkbox"/> 礫及び細粒混じり礫 <input type="checkbox"/> 粒度の悪い砂 <input type="checkbox"/> 岩塊 <input type="checkbox"/> 砂質土、硬い粘質土 <input type="checkbox"/> その他 (火山灰質粘性土、特殊土壌など)	m <sup>3</sup>	発生場所	所在地及び地番	発生場所の情報
			管理者	住所	
4	<input type="checkbox"/> 粒度の良い砂 <input type="checkbox"/> 礫及び細粒混じり礫 <input type="checkbox"/> 粒度の悪い砂 <input type="checkbox"/> 岩塊 <input type="checkbox"/> 砂質土、硬い粘質土 <input type="checkbox"/> その他 (火山灰質粘性土、特殊土壌など)	m <sup>3</sup>	発生場所	所在地及び地番	発生場所の情報
			管理者	住所	
5	<input type="checkbox"/> 粒度の良い砂 <input type="checkbox"/> 礫及び細粒混じり礫 <input type="checkbox"/> 粒度の悪い砂 <input type="checkbox"/> 岩塊 <input type="checkbox"/> 砂質土、硬い粘質土 <input type="checkbox"/> その他 (火山灰質粘性土、特殊土壌など)	m <sup>3</sup>	発生場所	所在地及び地番	発生場所の情報
			管理者	住所	

(注)

- 「土石の性質」欄は、該当する□にシ点を記入してください。
- 「発生場所の情報」欄の「発生場所」の「名称」は、当該発生場所が工事現場であるときは、当該工事の発注者及び名称を記入してください。
- 管理者が法人であるときは、「発生場所の情報」欄の「管理者」の「氏名」には、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

報告者 住所 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 第38条第1項 の規定により、次のとおり報告します。

1 許可年月日及び許可番号						
2 土地の所在地及び地番						
3 前回の報告年月日						
報告事項		許可時の計画 (上限)	今回の報告 第 回	前回の報告		
報告の時点の工事の実施の状況	4 高さ	m	m	m		
	5 面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	6 土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>		
	7 災害の防止のために 必要な措置の状況	施設又は工種	施行状況			
			未設置	施行中	設置済	撤去済
		<input type="checkbox"/> 排水施設	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/> 構台	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 鋼矢板・擁壁		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> 防水性のシート等による保護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8	報告に係る期間中の土石の 土量	新たに堆積された土石の土量	新たに除却された土石の土量			
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			
備考						

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 7欄は、該当する「施設又は工種」の□にレ点を記入した上で、「施行状況」の該当する□にレ点を記入してください。

様式第8号（第15条関係）

適合証明書交付請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

請求者 住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、適合証明書の交付を請求します。

証明事項	分類	宅地造成及び特定盛土等規制法  <input type="checkbox"/> 第12条第1項 <input type="checkbox"/> 第16条第1項 <input type="checkbox"/> 第30条第1項 <input type="checkbox"/> 第35条第1項 の規定に適合していること。
	許可を受けた者の氏名	
	許可を受けた土地の所在地及び地番	
	許可を受けた年月日及び番号	
請求者の連絡先		
備考		

（注）

- 1 「分類」欄は、該当する□にレ点を記入してください。
- 2 許可を受けた者が法人であるときは、「許可を受けた者の氏名」欄には、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第9号（第16条関係）

工事の着手届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号		
土地の所在地及び地番		
工事施行者の住所及び氏名		
着手年月日		
現場管理者の氏名及び連絡先		

（注）工事施行者が法人であるときは、「工事施行者の住所及び氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第10号（第17条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所 } 法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	変更前	変更後
工事施行者の住所及び氏名		
工事を行っている土地の所在地及び地番		
工事を行っている土地の面積	㎡	㎡
盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・ 谷埋め盛土	平地盛土・腹付け盛土・ 谷埋め盛土
盛土又は切土の高さ	m	m
盛土又は切土をする土地の面積	㎡	㎡
盛土又は切土の土量	盛土	㎥
	切土	㎥
工事完了予定年月日		
変更の理由		
当初届出年月日		

（注）

- 1 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者の住所及び氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 「盛土のタイプ」欄は、該当する盛土のタイプを○で囲んでください（複数選択可）。
- 3 「変更後」欄は、「盛土のタイプ」を除き、変更のない項目は、「同左」と記入してください。

様式第11号（第17条関係）

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

届出者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕  
氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	変更前	変更後
工事施行者の住所及び氏名		
工事を行っている土地の所在地及び地番		
工事を行っている土地の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
土石の堆積の最大堆積高さ	m	m
土石の堆積を行う土地の面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
土石の堆積の最大堆積土量	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
工事完了予定年月日		
変更の理由		
当初届出年月日		

（注）

- 1 工事施行者が法人であるときは、「工事施行者の住所及び氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 「変更後」欄は、変更のない項目は、「同左」と記入してください。

様式第12号（第17条関係）

擁壁等に関する工事の変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 住所（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	変更前	変更後
工事が行われる土地の所在地及び地番		
行おうとする工事の種類及び内容		
工事着手予定年月日		
工事完了予定年月日		
変更の理由		
当初届出年月日		

（注）「変更後」欄は、変更のない項目は、「同左」と記入してください。

様式第13号（第18条関係）

工事の完了届出書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

届出者 住所（法人にあっては、その  
主たる事務所の所在地）  
氏名（法人にあっては、その  
名称及び代表者の氏名）

静岡市宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

当初届出年月日	
土地の所在地及び地番	
工事施行者の住所及び氏名	
工事完了年月日	
備考	

（注）工事施行者が法人であるときは、「工事施行者の住所及び氏名」欄には、当該法人の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。





